

「電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」
に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）

平成19年9月6日

情報通信審議会

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)			
	意見提出者	代表者氏名等	
1	個人	個人	
2	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO 代表取締役社長 CEO 代表執行役社長兼 CEO	孫 正義
3	イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
4	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	和才 博美

意見の概要	考え方
<p>○ FMCサービス導入に向けた電気通信番号の一部を改正する省令案に賛同する。</p> <p>本省令案について賛成する。 なお、すでに固定通信や無線通信の分野で多くのシェアを有する事業者が FMC サービスを行った場合、他事業者と比べて有利にならないように透明性のある公平なルール作りを今後検討すべき。</p> <p style="text-align: center;">【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今回の省令改正案に賛同される意見として承ります。</p>
<p>○ 050 番号を用いた FMC サービスの組み合わせとして 0AB～J 番号を追加すべき。</p> <p>本件省令改正案第 10 条第 2 項にて規定しているのは「050 番号」を用いた FMC サービスの場合であるが、組み合わせは携帯電話「080/090 番号」または PHS「070 番号」に限られている。</p> <p>しかし、今回の答申第 2 章第 6 段落の対象とする FMC サービスの具体的例の 2 点目(6 頁)に『あらゆる移動網、固定網との組合せを対象とし、固定網と移動網の連携のみという制限を加えることなく、固定網同士の連携や移動網同士の連携などの形態での提供もあり得る。』と記載されており、適時 050 番号で固定電話回線に着信させたいというニーズも想定されることから、利用者の利便の拡大の観点から 050 番号を用いた FMC サービスの場合の組み合わせとして 0AB～J 番号を対象として加えることが適当である。</p> <p style="text-align: center;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>050 番号を用いた FMC サービスに関しては、事業者ヒアリング等も踏まえ、070、080/090 番号回線と組み合わせたサービスについて検討した結果、3 月の答申において「070、080/090 番号回線と組み合わせた FMC サービスについて、050 番号を利用可能とすることは適当である」とされたところです。</p> <p>今回の省令改正案は本答申を踏まえ、050 番号を用いた FMC サービスは、組み合わせる網として「070」又は「080/090」に限定する形で規定されているが、本御意見を踏まえ、0AB～J 番号回線との組み合わせについても次のように検討しました。</p> <p>050 番号は、アナログ固定電話の代わりとして現在は発信者に固定の IP 電話の番号という認識があるとも考えられるが、元来ロケーションフリーの電話番号であることから、050 番号回線を通じた 050 番号 IP 電話サービスを基本として、付加的に 0AB～J 番号回線と組み合わせると 050 番号による FMC サービスを提供する場合には、サービス形態の識別の観点からは、発信者に大きな影響を与えたとまでは言えないのではないかと考えられます。</p> <p>また、品質識別の観点からは、0AB～J 番号による固定電話サービスは、事業用電気通信設備規則第 34 条、第 35 条の 4 又は第 35 条の 6 等により、050 番号を使用する IP 電話サービスより良い通話品質等を確保していることから、050 番号回線と組み合わせることに特段支障は認められません。</p> <p>料金識別の観点からは、0AB～J 番号回線との組み合わせ</p>

	<p>について、現時点では、050 番号から想定される料金よりも高額な料金となる場合が想定され、事前の予告なく高額な料金が請求される場合には、発信者保護の観点から問題があるのではないかと考えられます。一方、発信者が本サービスについて正しく理解した上で利用できるように、ガイダンス等の適切な方法により、0AB～J 番号回線に接続され、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できれば、問題ないのではないかと考えられます。よって、070、080/090 番号回線との組み合わせの場合と同様に、0AB～J 番号回線と組み合わせて 050 番号による FMC サービスを提供するにあたり、ガイダンス等の適切な方法により、0AB～J 番号回線に接続され、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られる場合には、料金識別の観点からは、発信者に大きな影響を与えるとまでは言えないのではないかと考えられます。なお、現時点において、この措置はサービス形態の識別の観点からも適当なものであると考えられます。</p> <p>以上の検討により、現時点では、ガイダンス等の適切な方法により、0AB～J 番号回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置が取られる場合には、070、080/090 番号回線の場合と同様に、0AB～J 番号回線と組み合わせた FMC サービスに 050 番号を利用可能とすることは適当であると考えられます。</p> <p>なお、この点については、省令案（電気通信番号規則第 10 条第 2 項）において、規定の整備を行うことが適当と考えられます。</p>
<p>○ 050 番号を用いた FMC サービスでガイダンス等を義務化すべきではない。</p>	
<p>別表第 3 号の区分 2 の 3 において、050 番号を用いた FMC サービスの場合で「080/090、070 番号」の回線に着信する際には、ガイダンス等を挿入する措置が求められている。</p> <p>これは、今回の答申第 3 章(2)②イの第 6 段落(11 頁)にあるとおり、『料金識別の観点からは、通常、番号から想定される料金よりも高額な課金となる場合には、発信者に与える影響が大きいと考えられる。070、080/090 番号回線との組合せについて、現時点では、050 番号から想定される料金よりも高額な料金となる場合が想定され、事前の予告なく高額な料金が請求される場合には、発信者保護の観点から問題があるのではないかと考えられる。』ことが理由であると認識している。</p>	<p>ガイダンス等の挿入については、料金識別の観点からのみではなく、現時点において 050 番号 IP 電話サービスは PHS・携帯電話回線ほどの移動性を有するサービスとして提供されていないことを踏まえると、サービス形態の識別の観点からも必要と考えられます。</p> <p>なお、例えば、ある特定の事業者により、090 番号回線に接続された場合の料金が、050 番号から想定される料金と同等である FMC サービスが提供された場合、090 番号回線に接続されることのみがガイダンスされたとすると、通常発信</p>

<p>FMC サービスは多様な提供形態が考えられ、第2章第6段落の4点目にあるように『課金形態は着信転送と同様に発信者とFMCサービス加入者それぞれで負担する』場合もある。この場合は、発信者に大きな影響を与えるのではなく、料金識別の観点からも問題はないと考える。このような場合は、利用者の利便性の観点からガイダンス等の挿入は必須ではないと考えられる。なお、その他の場合については、発信者保護の観点からガイダンス等の挿入は必要であると考ええる。</p> <p>現時点ではサービスの提供形態が一意に決定できないことから、一律にガイダンスの挿入を規定することについては適当ではないと考える。具体的には、当該項目にただし書き等(例えば、「総務大臣が特に認める場合を除く」)を加えることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【I・エ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>者側からは、その料金が050番号から想定される料金と同等であるか否かは把握できないため、050番号から想定される料金よりも高額な料金となるのではないかという不安や混乱を発信者に与えることが想定されます。</p> <p>したがって、現時点では、070、080/090番号回線と組み合わせたFMCサービスに050番号を利用する場合には、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を講ずることが必要と考えられます。</p> <p>なお、今後のサービスの状況等を踏まえ、必要に応じ見直しについて検討することが適当であると考えられます。</p>
<p>平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「FMCサービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」におきまして、050番号をFMCサービスに利用する際は、発信者保護等の観点からガイダンス等の適切な方法により料金水準や接続先を発信者が把握できる措置を求めていることとなっている。</p> <p>FMCサービスは今後発展していくサービスであり、様々な提供形態が想定されることから、050番号をFMCサービスに利用する際の発信者への周知方法もガイダンス挿入だけでなく様々な方法が考えられ、また、料金水準や050番号がロケーションフリーな番号であることの浸透度合いによってはガイダンスが不要なFMCサービスの提供も可能になるものと考ええる。</p> <p>つきましては、改正案別表第三号2の3(利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送路設備に接続する場合、接続する設備の別及び当該設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先立って発信者へ通知するための措置を講ずること。以下「当該措置」という)のように当該措置を法的に一律に義務付けた場合は、サービス提供条件に制限が発生しユーザの利便性が下がる可能性があることから、050番号をFMCサービスの提供に利用する際の当該措置についてはFMCサービス提供の際のガイドラインとして平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「FMCサービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」における記載のみで十分であると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>平成19年3月答申において、070、080/090番号回線と組み合わせた050番号によるFMCサービスを提供する場合、ガイダンス等の適切な方法により、PHS・携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を取ることを求めているとともに、この点については、事業者団体や行政において、事業者により適切な対応が取られるように担保するための措置が講じられることが適当としています。</p> <p>したがって、事業者により適切な対応が取られるように担保するためには、省令において規定することが適当であると考えられます。</p>
○その他	
<p>昔は、市外局番でおおよその地域が判断できたので、その付加情報で様々な活用ができた。例えば通信料の目安が理解できたし、着信履歴の市外局番でおおよその</p>	<p>本件の意見募集とは直接関係がないと考えられますが、頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

発信者が見当つけられる等心の準備も行えたり、電話番号に持つ意味が大きかった。今の番号はそのような分類を人間が容易に見分けられないため、伝達情報の欠損が起きている現状は残念であります。可能な限り工夫して欲しい。

【個人】

きます。